

平成24年11月定例会

防災対策特別委員会説明資料

危機管理部
保健福祉部
農林水産部
県土整備部

目 次

I 提出予定案件	1
1 一般会計予算	
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 部別主要事項説明	2
危機管理部	2
保健福祉部	3
農林水産部	5
県土整備部	7
(2) 債務負担行為	9
危機管理部	9
保健福祉部	10
2 その他の議案等	
(1) 条例案	11
危機管理部	11
(2) 変更請負契約	13
県土整備部	13
(3) 指定管理者の指定について	14
危機管理部	14

I 提 出 予 定 案 件

1 一 般 会 計 予 算

(1) 歳入歳出予算

ア 総 括 表

一 般 会 計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳							
				特 定 財 源							一 般 財 源
				国支出金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財産収入	諸 収 入	繰 入 金	県 債	
危機管理部	877,598	7,500	885,098	27,576		2,202	1,490	200,600	376,282		(7,500) 276,948
保健福祉部	1,852,602	4,000	1,856,602	21,423					(4,000) 1,611,702	112,000	111,477
農林水産部	8,025,225	491,128	8,516,353	(221,990) 4,900,346	(5,980) 219,164			100,000		(237,000) 2,806,000	(26,158) 490,843
県土整備部	22,879,806	1,134,673	24,014,479	(542,473) 12,540,345	(5,131) 79,261			25,500	351,021	(481,000) 9,107,000	(106,069) 1,911,352
教育委員会	2,859,851	0	2,859,851	216,625					432,000	2,083,000	128,226
警察本部	209,513	0	209,513						73,513	136,000	0
計	36,704,595	1,637,301	38,341,896	(764,463) 17,706,315	(11,111) 298,425	2,202	1,490	(0) 326,100	(4,000) 2,844,518	(718,000) 14,244,000	(139,727) 2,918,846

注： () 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 部別主要事項説明

危機管理部

(ア) 一般会計

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
危機管理政策課	防 災 総 務 費	62,675	5,000	67,675	① 防災対策指導費 (5,000) ア 震災対策普及啓発事業 5,000
	消 防 指 導 費	56,137	0	56,137	
危機管理政策課 計		118,812	5,000	123,812	
南海地震防災課	防 災 総 務 費	338,308	2,500	340,808	① 防災対策指導費 (2,500) ア 情報基盤環境整備事業 2,500
	社会福祉総務費	57,584	0	57,584	
南海地震防災課 計		395,892	2,500	398,392	
消 防 保 安 課	防 災 総 務 費	152,997	0	152,997	
	消 防 指 導 費	209,897	0	209,897	
消 防 保 安 課 計		362,894	0	362,894	
危 機 管 理 部 合 計		877,598	7,500	885,098	

保 健 福 祉 部

(ア) 一 般 会 計

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
保健福祉政策課	保 健 所 費	141,200	4,000	145,200	① 保健所運営費 (4,000) ア ㊦ 被災地（避難所）等の呼吸器疾患対策事業費 4,000
保健福祉政策課計		141,200	4,000	145,200	
地 域 福 祉 課	社会福祉総務費	6,680	0	6,680	
地 域 福 祉 課計		6,680	0	6,680	
こども未来課	児童福祉総務費	700	0	700	
	児童福祉施設費	750,656	0	750,656	
こども未来課計		751,356	0	751,356	
障 害 福 祉 課	障害者福祉費	302,079	0	302,079	
障 害 福 祉 課計		302,079	0	302,079	
薬 務 課	薬 務 費	3,561	0	3,561	
薬 務 課計		3,561	0	3,561	

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
医 療 政 策 課	医 務 費	647,726	0	647,726	
医 療 政 策 課 計		647,726	0	647,726	
保 健 福 祉 部 合 計		1,852,602	4,000	1,856,602	

農 林 水 産 部

(ア) 一 般 会 計

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
農 村 振 興 課	土 地 改 良 費	6,800	0	6,800	
農 村 振 興 課 計		6,800	0	6,800	
農 業 基 盤 課	土 地 改 良 費	647,452	4,000	651,452	① 県単独土地改良事業費 (4,000)
	農地防災事業費	1,236,345	79,000	1,315,345	① 耕地地すべり防止事業費 (72,500) ② 県営老朽ため池等整備事業費 (6,500)
	農地及び農業用 施設災害復旧費	630,570	0	630,570	
	耕 地 海 岸 施設災害復旧費	30,000	0	30,000	
農 業 基 盤 課 計		2,544,367	83,000	2,627,367	
水 産 課	水 産 業 振 興 費	50,000	0	50,000	
	漁 港 建 設 費	276,000	71,980	347,980	① 水産物供給基盤機能保全事業費 (34,480) ② 漁港海岸保全施設整備事業費 (32,000) ③ 県単独漁港漁場整備事業費 (5,500)
	漁 港 施 設 災 害 復 旧 費	180,000	0	180,000	
水 産 課 計		506,000	71,980	577,980	

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
森 林 整 備 課	林 道 費	1,785,837	31,885	1,817,722	① 森林基盤整備事業費 (19,090) ② 県単独林道事業費 (12,795)
	治 山 費	2,273,021	304,263	2,577,284	① 治山事業費 (225,400) ア 復旧治山事業 168,500 イ 予防治山事業 15,500 ウ 防災林造成事業 41,400 ② 林野地すべり防止事業費 (66,000) ③ 県単独治山事業費 (12,863)
	災害林道復旧費	760,000	0	760,000	
	治 山 施 設 災 害 復 旧 費 (農林水産施設)	4,200	0	4,200	
	治 山 施 設 災 害 復 旧 費 (土木施設)	145,000	0	145,000	
森 林 整 備 課 計		4,968,058	336,148	5,304,206	
農 林 水 産 部 計		8,025,225	491,128	8,516,353	

県土整備部

(ア) 一般会計

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
都市計画課	公園費	2,010,070	37,000	2,047,070	① 公園整備事業費 (37,000)
都市計画課計		2,010,070	37,000	2,047,070	
住宅課	建築指導費	9,325	0	9,325	
	住宅建設費	407,611	0	407,611	
住宅課計		416,936	0	416,936	
河川振興課	河川改良費	2,150,036	322,700	2,472,736	① 河川特殊改良事業費 (37,700) ② 広域河川改修事業費 (210,000) ③ 総合流域防災事業費 (75,000)
	海岸保全費	328,000	0	328,000	
河川振興課計		2,478,036	322,700	2,800,736	
砂防防災課	道路新設改良費	480,000	0	480,000	
	河川改良費	480,000	0	480,000	
	砂防費	3,889,100	147,800	4,036,900	① 通常砂防事業費 (42,000) ② 県単独砂防事業費 (25,800) ③ 総合流域防災事業費 (80,000)

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
砂 防 防 災 課	河 川 等 施 設 災 害 復 旧 費	6,700,000	0	6,700,000	
	市町村災害復旧 事業指導監督費	18,174	0	18,174	
	災 害 復 旧 単 独 事 業 費	100,000	0	100,000	
砂 防 防 災 課 計		11,667,274	147,800	11,815,074	
道 路 整 備 課	道 路 維 持 費	385,000	191,000	576,000	① 道路災害防除事業費 (191,000)
	道路新設改良費	5,538,550	356,173	5,894,723	① 道路局部改良事業費 (27,700) ② 緊急地方道路整備事業費 (328,473)
	橋りょう維持費	124,000	0	124,000	
道 路 整 備 課 計		6,047,550	547,173	6,594,723	
運 輸 政 策 課 港 湾 空 港 課	港 湾 管 理 費	74,000	0	74,000	
	港 湾 建 設 費	185,940	80,000	265,940	① 県単独港湾整備事業費 (34,000) ② 港湾海岸保全施設整備事業費 (46,000)
運 輸 政 策 課 港 湾 空 港 課 計		259,940	80,000	339,940	
県 土 整 備 部 合 計		22,879,806	1,134,673	24,014,479	

(2) 債務負担行為

危機管理部

一般会計

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
南海地震防災課	徳島県立南部防災館の管理運営協定	自平成25年度 至平成27年度	35,756				35,756

保健福祉部

一般会計

(単位：千円)

課 名	事 項	期 間	限度額	左 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
医療政策課	医療施設耐震化整備事業に係る補助金交付指令 (平成24年度事業分)	自 平成25年度 至 平成26年度	863,000			863,000	

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（南海地震防災課）

(ア) 制定の理由

南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与する必要がある。

(イ) 条例の概要

a 前文

本県では、南海トラフを震源とする巨大地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生が危惧されている。このため、震災による死者を一人も出さないことを目指し、県政の最重要課題として積極的に展開してきた震災対策を、より一層加速させていく必要がある。私たちは、いかなる大震災にも正面から立ち向かい、県民の尊い生命を守るため、共に力を合わせ、県民一丸となって震災対策に取り組むことを決意するとともに、将来の世代に対する責務として、真に震災に強い社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

b 目的

この条例は、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

c 基本理念及び各主体の責務

震災対策に関する基本理念並びに県民等の役割及び県の責務を定めることとした。

d 震災対策の総合的かつ計画的な推進

震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画を作成するとともに、当該施策の進捗状況を管理するものとする事とした。

e 予防対策

(a) 県民による予防対策

県民が震災発生時等に備えて実施すべき震災対策等に関する知識の習得等の予防対策について定めることとした。

(b) 自主防災組織による予防対策

自主防災組織が震災発生時等に備えて実施すべき震災対策等に関する意識の啓発等の予防対策について定めることとした。

(c) 学校等による予防対策

学校等の設置者等が震災発生時等に備えて実施すべき防災教育の実施等の予防対策について定めることとした。

(d) 事業者による予防対策

事業者が震災発生時等に備えて実施すべき防災研修の実施等の予防対策について定めることとした。

(e) 県による予防対策及び市町村等との連携

県が市町村等と連携して震災発生時等に備えて実施すべき震災対策等に関する知識の普及等の予防対策等について定めることとした。

(f) 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等

① 知事は、特定活断層の変位による被害を防止するため、特定活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域を、特定活断層調査

区域として指定することができることとした。

- ② 特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等を避けなければならないこととした。
- ③ 特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、当該新築等に係る工事（開発行為を伴う場合にあっては、当該開発行為）をしようとするときは、あらかじめ、知事に届け出て、知事と協議しなければならないこととした。
- ④ ③の協議をした者は、当該協議に基づいて特定活断層に関する調査を実施し、調査報告書等を知事に提出しなければならないこととした。
- ⑤ 宅地建物取引業者は、その取り扱う宅地又は建物が特定活断層調査区域にある場合は、当該宅地又は建物を取得し、又は借りようとしている者に対して、当該宅地又は建物が特定活断層調査区域にある旨等を説明するよう努めるものとする事とした。
- ⑥ 知事は、特定活断層の直上への特定施設の新築等の回避をしなかった者、③の届出又は協議をしなかった者、④の調査報告書等の提出をしなかった者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとした。
- ⑦ 知事は、⑥の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、その旨、当該勧告の内容等を公表することができることとした。

f 応急対策

- (a) 県民による応急対策
県民が震災発生時等において実施すべき避難等の応急対策について定めることとした。
- (b) 自主防災組織による応急対策
自主防災組織が震災発生時等において実施すべき率先避難、地域住民の安否に関する情報の収集及び伝達その他の地域における応急対策について定めることとした。
- (c) 学校等による応急対策
学校等の設置者等が震災発生時等において実施すべき生徒等の安全の確保等の応急対策について定めることとした。
- (d) 事業者による応急対策
事業者が震災発生時等において実施すべき来所者等の安全の確保等の応急対策について定めることとした。
- (e) 県による応急対策及び市町村等との連携
県が市町村等と連携して震災発生時等において実施すべき応急対策のための体制の確立等について定めることとした。

g 復旧及び復興対策

- (a) 県民による復旧及び復興対策
県民が震災からの復旧及び復興に際して実施すべき自らの生活の再建等の対策について定めることとした。
- (b) 自主防災組織による復旧及び復興対策
自主防災組織が震災からの復旧及び復興に際して実施すべき関係者が実施する対策への協力等の対策について定めることとした。
- (c) 学校等による復旧及び復興対策
学校等の設置者等が震災からの復旧及び復興に際して実施すべき学校等の機能の早期回復等の対策について定めることとした。
- (d) 事業者による復旧及び復興対策
事業者が震災からの復旧及び復興に際して実施すべき雇用の場の確保等の対策について定めることとした。
- (e) 県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携
県は、市町村等との連携等をし、震災からの復旧及び復興に関する計画を早期に作成して、その円滑な実施に努めるものとする事とした。

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、eの(f)については、平成25年4月1日から施行することとした。

(2) 変更請負契約

ア 一般国道439号道路改築工事落合1号トンネルの請負契約について(道路整備課)

工 事 名		道路改築工事
路 線 名		一般国道439号
工 事 箇 所		三好市東祖谷栗枝渡～下瀬 落合1号トンネル
請 負 者		島谷建設・県西土木道路改築工事落合1号トンネル工事共同企業体 代表構成員 徳島市富田橋7丁目17番地 株式会社 島谷建設 代表取締役 島谷 速敏 構 成 員 徳島県三好市池田町州津藤ノ井418番地 県西土木株式会社 代表取締役 藤本 利文
工 期	現 工 期	平成23年10月14日から平成25年2月10日まで
	変 更 工 期	平成23年10月14日から平成25年3月25日まで
契 約 金 額		630,000,000円
理 由		工事内容の変更に伴う工期の変更契約

(3) 指定管理者の指定について

徳島県立南部防災館の指定管理者の指定（南海地震防災課）

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 名 等	
徳島県立南部防災館	海部郡海陽町大里字上中須128番地	海 陽 町	自 平成25年4月 1日 至 平成28年3月31日